

## 業務実績情報システム（テクリス）

<p>テクリスの概要</p>	<p>平成5年12月21日の中央建設業審議会により、「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」の建議がまとめられた。この建議の中で、各発注機関が共同で利用でき、建設会社の技術力を公正に評価する工事实績情報のデータベースの必要性が述べられた。</p> <p>そこで、旧建設省の要請を受け、広く建設情報を手がけている（財）日本建設情報総合センター（JACIC：ジャシック）が公益法人という立場で、工事・業務実績情報のデータベースを構築し、各発注機関へ情報提供を行うことになった。</p> <p>このうち業務に係るデータベースを「TECRIS（テクリス：業務実績情報システム）」という。</p> <p>平成21年3月には、テクリスへの登録範囲が委託料100万円以上（完了登録のみ）に拡大され、平成21年8月には、受注と変更登録も可能となった。</p>
----------------	---

### 登録一覧表（テクリス）

〔受注企業〕	〔委託料（税込）〕	〔必要となる登録〕	〔出典先、備考〕
<p>土木関係コンサルタント業者、地質調査業者、測量業者、補償関係コンサルタント業者など</p>	<p><u>100万円以上</u> 業務 （調査設計業務、地質調査業務、測量業務、補償コンサルタント業務、発注者支援業務等）</p>	<p>・受注登録 ・変更登録 ・完了登録 ・訂正登録</p>	<p>・市共通仕様書 （提出書類） ①測量 第11条 ②地質・土質調査 第11条 ③設計 第10条</p>

### 登録申請時期

受注時	契約後、土・日曜日、祝日等を除き15日以内に登録申請
変更時	変更があった日から土・日曜日、祝日等を除き15日以内に登録申請
完了時	業務完了後（完了検査後）、土・日曜日、祝日等を除き15日以内に登録申請
訂正時	適宜登録申請

・委託料が100万円未満から契約変更により100万円以上になった場合は、変更後の情報で受注登録（業務を受注したときに行う登録）をすること。

・当初委託料が100万円以上で、変更契約により100万円未満となる業務についても、変更時、完了時とも登録を行うこと。

・登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者（担当技術者の登録は8名まで）とする。

・変更登録時は、履行期間、配置技術者に変更が生じた場合に行うものとし、委託料のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、変更時と完了時の間が15日間（土・日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録を省略することができる。

<p>業務実績データ作成、登録フロー</p>	<p>① 受注者が実績データを作成し、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受け、署名、押印を受ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② 受注者が登録機関へ登録申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届く</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 受注者は、その写しを監督員へ提出</p>
<p>業者選定段階において、テクリスを活用した一例</p>	<p>① 競争入札へ参加する業者が業務を実施できる能力を持っているかどうか評価する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② テクリスは各公共機関が実施した業務の実績に関する情報を集め、発注機関に提供するシステムである。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ テクリスへ登録された莫大なデータより、入札業務の特性を考慮して条件設定を行い、検索する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>④ 条件に適合した業者を把握する。</p>
<p>テクリスの主な登録データ</p>	<p>① 契約データ（受注企業名、発注機関名、業務名、委託料、履行期間など）</p> <p>② 業務データ（業務種別、業務箇所、業務概要など）</p> <p>③ 技術者データ（管理技術者、担当技術者など）</p> <p>④ 技術データ（業務種別に応じた業務内容の実績データなど）</p>